

## 日本学術振興会特別研究員(PD)の科研費応募に関する 重複制限の緩和について

### 1. 現状

現在、日本学術振興会の特別研究員には、採用時の申請書に記載された研究計画に専念する義務があるため、「特別研究員奨励費」以外の科研費への応募は認めていない。

一方で、平成 23 年度から、PD（SPD、RPDを含む。以下同様）については、採用期間中に特別研究員としての研究課題が更に進展すると考えられる研究を実施する場合などで、次の事項を満たす場合に限り、科研費以外の外部資金等を研究費として受給することを可能にしている。

- ① 特別研究員奨励費の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと（特別研究員としての活動時間のうち、特別研究員奨励費の研究課題に係る研究活動時間が、年間を通じて概ね 6 割を下回らないこと）
- ② 受給する他の研究費が特別研究員奨励費の研究課題と同一でないこと。
- ③ 研究費を助成する機関が特別研究員による受給を認めていること。

### 2. 「特別研究員制度の改善の方向について」における指摘

平成 25 年 3 月に日本学術振興会が取りまとめた「特別研究員制度の改善の方向性について」（別添）においては、「PDを自立した研究者へ育成するためには、科研費の他の種目への応募とその受給を認め、当初計画に関連する想定外の研究着手を可能にし、研究活動の幅を広げることで、更なる研究の発展も期待できる。」との指摘がなされている。

### 3. 対応案

上記のことを踏まえ、平成 26 年度から、PDには、「特別研究員奨励費」以外の科研費への研究代表者としての応募を可能とする。その具体的な内容は以下のとおりとする。

#### (1) 応募資格の付与

日本学術振興会は、PDが他の科研費に応募できるよう、受入研究機関に対して、受け入れたPDに当該研究機関の科研費応募資格の付与を依頼する。なお、来年 2 月から募集を予定している平成 27 年度採用分のPDからは、受入研究機関に対して、科研費応募資格の付与を義務付ける。

これにより、現在の特別研究員の「身分」の取扱いを以下のとおり改める。

○「採用後の手引き」（関連部分改正案）

2. 特別研究員の身分

(1) 特別研究員は、その採用期間中、下記の事項を除き、原則として特別研究員以外の身分を持つことができません。

- ① 特別研究員－D C が受入研究機関において大学院生の身分を持つこと
- ② 受入研究機関の研究施設を利用するなどの理由で形式的（報酬を得ることなく、研究課題遂行に必要であり、研究専念義務を妨げない）な身分を得ること
- ③ 特別研究員－PD（SPD、RPDを含む）が受入研究機関において特別研究員奨励費以外の科学研究費助成事業に応募するための身分（応募資格）を持つこと

(2) 特別研究員と本会との間に雇用関係はありません。

**(2) 重複応募を可能にする研究種目**

PDには、「特別研究員奨励費」以外に次の研究種目への応募を可能とするが、これら研究種目間の重複制限については、他の応募者と同様とする。

PDの年齢や研究者としての経歴に着目した場合、ほとんどの者が若手研究（A・B）に応募すると考えられるが、平成26年度採用予定の特別研究員からは、申請資格の年齢要件が廃止されることから、若手研究（A・B）に加え、それと同程度の研究費規模の研究種目・区分への応募を可能とする。

- ・若手研究（A・B）
- ・基盤研究（B・C）
- ・新学術領域研究（研究領域提案型）の公募研究
- ・挑戦的萌芽研究

**(3) 「特別研究員奨励費」との重複受給について**

PDには、「特別研究員奨励費」により行う当初計画に関連する想定外の別の研究も行えるようにするため、「特別研究員奨励費」に加えて、上記(2)の研究種目による研究を行えることとする。

また、現在「特別研究員奨励費」以外の科研費を受給している者が、PDに採用された場合には、当該科研費を一律辞退しなければならないが、今回の取扱いの変更に伴い、一律に辞退を求めることはしない。

**(4) 審査での対応**

PDには、「特別研究員奨励費」を受給した上で、他の科研費も受給できるようにすることから、応募者には次の2つの事項について研究計画調書への記載を求め、審査において確認することとする。

- ① 特別研究員奨励費の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと（特別研究員としての活動時間のうち、特別研究員奨励費の研究課題に係る研究活動時間が、年間を通じて概ね6割を下回らないこと）
- ② 受給する他の研究費が特別研究員奨励費の研究課題と同一でないこと。

## 日本学術振興会 特別研究員の区分（平成25年度）

区分	申請資格	採用期間	研究奨励金 (月額)	平成24年度 特別研究員奨励費 平均配分額
特別研究員（DC）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・34歳未満の者※2</li> <li>・大学院博士課程在籍者</li> <li>・博士課程後期第1年次に在籍する者等（DC1）</li> <li>・博士課程後期第2年次以上に在籍する者等（DC2）</li> </ul>	DC1 3年 DC2 2年	200,000円	734千円
特別研究員（PD）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院博士課程修了者等※1</li> <li>・34歳未満の者※2</li> <li>・博士の学位取得後5年未満の者</li> <li>・大学院博士課程在学当時以外の研究室を研究に従事する研究室とする者</li> </ul>	3年	362,000円	898千円
特別研究員（RPD）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院博士課程修了者等※1</li> <li>・過去5年以内に、出産又は子の養育のため、概ね3ヶ月以上研究を中断した者</li> <li>・年齢・性別は問わない</li> </ul>	3年	362,000円	927千円
特別研究員（SPD）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PD申請者のうち、特に優れた者</li> <li>・大学院博士課程在学当時以外の研究機関を研究従事機関とする者</li> </ul>	3年	446,000円	2,485千円

※1 博士の学位を取得していない者は、月額200,000円。

※2 医学、歯学、薬学（DC1のみ）又は獣医学を履修する我が国の4年制の博士課程に在学・修了者は特例有。上限37歳未満。

**注.** 平成26年度からは、申請資格の年齢要件が廃止され、それに伴い満期退学者（我が国の人文学又は社会科学の分野の大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得のうえ退学した者）について、満期退学後3年未満とされている。

なお、満期退学後に学位取得した者については、学位取得後5年未満であれば、満期退学後3年以上経過していても申請することは可能。

平成 25 年 3 月 25 日

日本学術振興会

## 特別研究員制度の改善の方向について

昭和 60 年に創設された日本学術振興会の特別研究員制度は、我が国の若手研究者の育成に大きな役割を果たしてきたが、様々な競争的資金で雇用されるポストクの増加に伴い、その在り方を再考する時期に来ている。

特別研究員制度については、若手の育成に真に貢献しているのか、そして若手研究者にとって真に魅力的なものであるか、という問題意識に基づき、学術システム研究センター特別研究員等ワーキンググループで議論が重ねられたところであり、その結果を踏まえ、下記の方で改善することが必要である。

### I 特別研究員制度の目的・意義

1. 若手研究者が自らの発想と研究意欲をもとに、自立した研究者として育ち、将来的に独立した研究者への育成

学術研究は、個々の研究者の自由な発想と研究意欲を源泉とするものであって、優れた研究者の存在があつて初めて成果が期待できるものである。将来の学術研究の水準を高めていくために、若手研究者を適切に養成・確保し、その自立を促していくことは、学術研究の基盤の強化と我が国の社会・経済の発展に欠くことのできない要件である。

若手研究者は、将来の研究の中核となるばかりでなく、現在の研究の重要な担い手でもあり、また、新しい発想や研究の新しい展開を生み出す可能性を持っている。したがって、研究者の養成・確保の観点から、必要な経済的支援をしつつ研究に専念する機会を与え、若手研究者が自立した研究者として育ち、将来的に独立した研究者へ育成するための適切な支援を講じることは学術研究を発展させるための重要な課題の一つである。

競争的資金で雇用されるポストクは、競争的資金の目的に沿った研究を実施するものである。これに対し、個々の研究者の発想に着目し、多様な研究分野に分け隔てなく継続的な研究の推進を図り、裾野の広い研究体制を構築すべく支援を実施することが、学振の使命である。従つて、若手研究者が自らの発想と研究意欲をもとに、自立した研究者として育ち、将来的に独立した研究者へ育成することが、特別研究員制度の最も重要な目的である。

### II 応募資格要件の変更

1. 年齢制限の廃止  
2. 人文学、社会科学分野における特別研究員-PDの資格要件を学位取得者へ

近年、社会人から博士課程に入学する者が増加し、研究者へのキャリアパスは、学部、修士、博士への段階的な進路を取る者だけではなく、社会人を経て研究者を目指す者もあり、

多様な進路状況となっている。また、国外における若手研究者を養成するフェローシップ制度の資格要件には、年齢の上限を設けた制度は少なく、特にポスドクを対象にしたものはほとんど存在しない。

このような状況を踏まえ、年齢制限を廃止する。ただし、限られた財源の中で事業を行うことから、より支援効果の高い若手研究者の養成・確保するという特別研究員制度の目的は維持するものとし、PDについては、学位取得後5年未満の者を支援対象とする。

近年、人文学・社会科学分野においては、学問領域の融合などによって、大学における研究科の組織改編が行われ、採用時の資格確認において、修了研究科名及び学位名から満期退学者の該当者の判断が困難になっている。また、人文学・社会科学分野における学位授与率も高くなってきていることや、人文学・社会科学と自然科学との融合領域および境界領域の増大等の近年の種々の事情を勘案すれば若手研究者の養成確保を図る上で人文学・社会科学分野においても、PDの資格要件を学位取得に限定することが適切である。

このような状況から、人文学・社会科学分野のPDへの採用においても、学位取得後5年未満の者を支援対象とする。ただし、3年程度の経過措置を講じた上で実施する。

### Ⅲ 特別研究員-PDの受入機関での身分等の取扱い

#### 1. PDの受入環境の統一化

PDは、受入研究機関との間で、雇用あるいは修学といった関係にないため、専用機の未整備、研究設備や図書館利用の際に手続きが職員等とは異なる扱いをされるような研究環境に不満を持つ状況が報告され、また、受入の取り扱いが均一でないため受入研究機関間での研究環境の差が生じている。さらに近年、PDが所属する研究室にはPDの他に競争的資金によるポスドクも在籍することが多くなっており、その処遇や取扱いに差があることから、特別研究員制度としての魅力が低下しているとの指摘がある。

このため、学振から受入機関に対して、PDが所属職員等と同様に図書館や施設・設備を利用可能とすることなどについて、必要最低限の受入環境を示し統一を図る必要がある。

### Ⅳ 多様な機会の提供と流動性の向上を介した、自立した若手研究者への成長を促す制度

1. 研究機関移動の要件化
2. 採用期間の5年化
3. 科研費の他の種目への応募

自立した研究者として育つためには、異なる研究環境下の研究活動を経験することが重要であると考えられる。現在、PDには、博士の学位取得時と異なる研究室で研究を行う「研究室移動」を義務付けているが、むしろ研究機関を変えて研究活動を行う方が、若手研究者にとってより意義が高いと考えられる。

一方、自立した研究者として育っていくためには、自らの自由な発想をもとに、ある程度長期に研究を行うことが必要である。

このために、PDに研究機関移動を求めると共に、以下の改善を行う。

#### (1) PDの支援期間を5年間へ延長

研究機関移動により研究環境を変える場合、研究を立ち上げてから、研究成果を得るまでには研究期間が長くなるのが一般的である。このため、採用期間を5年間とし、移動後に安心して研究活動へ専念させ、効率的かつ効果的に自立した研究者の育成を図ることが必要である。ただし、3年目に評価を実施し、評価によっては継続支援を行わない場合もあり得るものとする。

#### (2) 科研費の他の種目への応募

PDは特別研究員奨励費以外の若手研究等の科研費に応募することが認められていない。

PDを自立した研究者へ育成するためには、科研費の他の種目への応募とその受給を認め、当初計画に関連する想定外の研究着手を可能にし、研究活動の幅を広げることで、更なる研究の発展も期待できる。

### V DCの支援方法の取扱い

#### 1. 博士課程在籍期間に限定

博士課程の研究活動を支援するという制度趣旨に鑑みると、3年次以上の採用者は採用から2年間支援するのではなく、標準の博士課程在籍期間に限定して支援する。



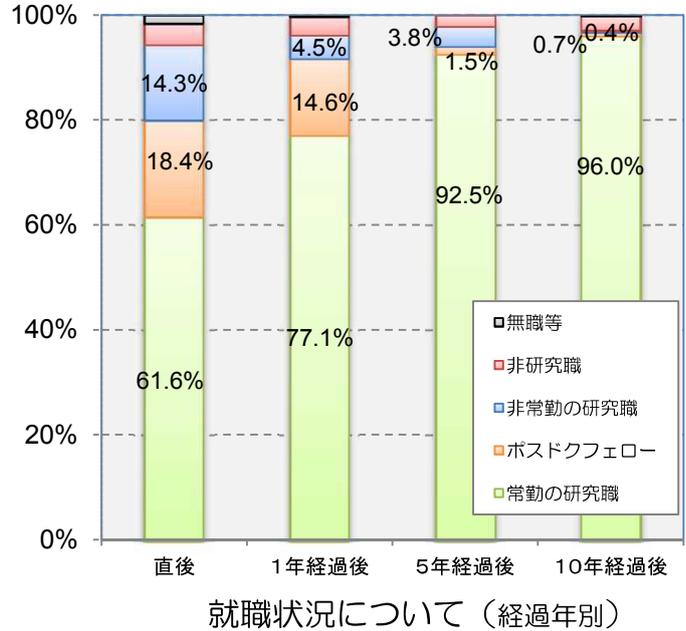
# 特別研究員－PDの就職状況調査結果について

平成24年4月1日現在

## PDの「常勤の研究職」への就職状況

- 直後  
(平成23年度終了者) : 61.6%
- 1年経過後  
(平成22年度終了者) : 77.1%
- 5年経過後  
(平成18年度終了者) : 92.5%
- 10年経過後  
(平成13年度終了者) : 96.0%

※割合は不明者等を除いて算出



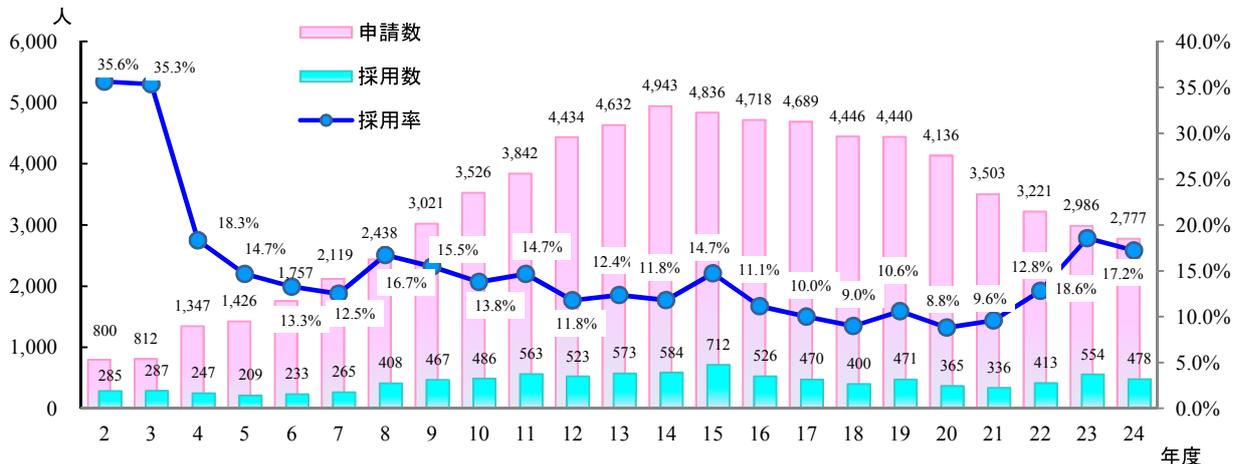
## 《 調査結果より 》

日本学術振興会特別研究員－PDは、5年経過後調査では、92.5%が「常勤の研究職」に就いており、我が国の研究者の養成・確保の中核的な役割を果たしている

## 特別研究員制度とは

優れた若手研究者に、その研究生生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与え、研究者の養成・確保を図る制度。

大学院博士課程在学者及び大学院博士課程修了者等で、将来研究者となることを目指す者を「特別研究員」に採用し、2～3年間フェローシップを支給。



PD申請者数、採用者数および採用率の推移 (平成2年度～平成24年度)

## 科研費における重複制限について

(平成25年度科学研究費助成事業—科研費公募要領より抜粋)

### 重複制限の設定に当たっての基本的な考え方

科研費においては、研究の規模、内容等を踏まえた「研究種目」や「審査区分」を設けており、様々な研究形態に応じた研究計画の応募を可能としています。

一方、限られた財源で多くの優れた研究者を支援する必要があること、応募件数の増加により適正な審査の運営に支障を来すおそれがあること、等を考慮し、次のような基本的考え方に基づく「重複制限ルール」を設定しています。

- 限られた財源でできるだけ多くの優れた研究者を支援できるよう考慮する。
- 各研究種目の審査体制を踏まえ、応募件数が著しく増えないよう考慮する。
- 制限の設定に当たっては、主として、研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究代表者を対象とするが、研究種目の額が大きいなど一部のケースでは研究分担者も対象とする。
- 以上を踏まえ、科研費の「研究種目」の目的・性格等を勘案し、個々に応募制限又は受給制限を使い分けて重複制限を設定する。